

改正 平成 元年 三月三十一日規則第三五号 平成一八年 一月二〇日規則第一号

平成二一年 七月一七日規則第六六号

千葉県行徳野鳥観察舎管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県行徳野鳥観察舎設置管理条例（昭和五十四年千葉県条例第二十四号。以下「条例」という。）第九条及び第十一条の規定により、千葉県行徳野鳥観察舎（以下「野鳥観察舎」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一八年規則一号・二一年六六号〕

（指定管理者の指定の告示）

第二条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年規則一号〕

（開館時間）

第三条 野鳥観察舎の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて開館時間を変更することができる。

一部改正〔平成元年規則三五号・一八年一号〕

（休館日）

第四条 野鳥観察舎の休館日は、次のとおりとする。

- 一 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）
- 二 年始休館日 一月一日から一月三日まで
- 三 年末休館日 十二月二十九日から十二月三十一日まで
- 四 館内整理日 毎月（十二月を除く。）の最後の金曜日（その日が休日に当たる場合は、その日の一週間前の金曜日）及び十二月二十八日（その日が月曜日に当たる場合は、その前日）
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が休館を必要と認めた日

2 前項の休館日であつても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて野鳥観察舎を開館することができる。

一部改正〔平成元年規則三五号・一八年一号〕

（利用者の遵守義務）

第五条 野鳥観察舎を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 野鳥観察舎をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 野鳥観察舎の図書、望遠鏡その他の備品を持ち出し、き損し、又は汚損しないこと。
- 三 他人に対し迷惑をかけ、又は著しく静穏を害し、若しくはけん騒にわたる行為をしないこと。
- 四 その他指定管理者の指示に従うこと。

一部改正〔平成一八年規則一号〕

（利用の禁止又は制限）

第六条 指定管理者は、野鳥観察舎の保全又は利用者の安全性の確保のため必要な範囲内においてその利用を禁止し、又は制限することができる。

2 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該利用者に対しその利用を停止することができる。

- 一 条例第七条第一項又は第二項の規定による許可を受けないで、同条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 前条の規定に違反したとき。

一部改正〔平成一八年規則一号〕

(許可の申請等)

第七条 条例第七条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉県行徳野鳥観察舎行為許可申請書(別記第一号様式)又は千葉県行徳野鳥観察舎行為許可事項変更許可申請書(別記第二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第一項又は第二項の規定による許可をしたときは、申請者に対し千葉県行徳野鳥観察舎行為許可証(別記第三号様式)又は千葉県行徳野鳥観察舎行為許可事項変更許可証(別記第四号様式)を交付するものとする。

追加〔平成一八年規則一号〕

(知事が管理する場合の特例)

第八条 条例第十条第一項の規定により知事が野鳥観察舎の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項又は第四条から前条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、同項及び第四条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて開館時間」とあるのは「開館時間」と、第四条第二項中「知事の承認を受けて野鳥観察舎」とあるのは「野鳥観察舎」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に前条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなつた日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により知事に対して行っている許可の申請とみなす。

3 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなつた日において現に第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により知事に対して行っている許可の申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている許可の申請とみなす。

追加〔平成二一年規則六六号〕

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、野鳥観察舎の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成一八年規則一号〕、一部改正〔平成二一年規則六六号〕

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月二十六日から施行する。

附 則(平成元年三月三十一日規則第三十五号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年一月二十日規則第一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の千葉県行徳野鳥観察舎管理規則(以下「改正後の規則」という。)第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県行徳野鳥観察舎設置管理条例の一部を改正する条例(平成十七年千葉県条例第八十二号)による改正後の条例」とする。

附 則(平成二十一年七月十七日規則第六十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

(第七条第一項)

追加〔平成18年規則1号〕

第二号様式

(第七条第一項)

追加〔平成18年規則1号〕

第三号様式

(第七条第二項)

追加〔平成18年規則1号〕

第四号様式

(第七条第二項)

追加〔平成18年規則1号〕